

随意契約締結状況

【令和6年7月分】

	物品等又は役務の提供の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に 係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	補聴器特性測定器	事務部調度課 旭川市曙1条1丁目	令和6年7月17日	株式会社竹山 旭川市秋月2条2丁目5-22	1,499,300円	予定価格が160万円を超えない財産に該当することから随意契約とする(日本赤十字社会計規則施工細則第35条第2号)	
2	細隙灯顕微鏡カメラシステム	事務部調度課 旭川市曙1条1丁目	令和6年7月17日	株式会社竹山 旭川市秋月2条2丁目5-22	1,599,400円	予定価格が160万円を超えない財産に該当することから随意契約とする(日本赤十字社会計規則施工細則第35条第2号)	